**見積要領説明書**

**大崎クールジェン株式会社**

**見積要領説明書**

（一般事項）

見積人は、見積依頼書記載の件名について、契約条件、購入仕様書、図面その他の交付書類を詳細に検討し、業務内容、関係諸法規を十分熟知したうえで見積書を作成し提出するものとする。

なお、見積人が熟知しなかったこと、または誤解したことにより生じた問題は、すべて見積人の責任とする。

（納　期）

見積依頼書記載のとおり。

（見積書の作成）

見積書は、次葉様式に則り作成するものとする。ただし、当社から見積用設計書および見積書作成要領を交付した場合は、それらに基づき数量、仕様、単位、単価を記入し計算した内訳書を添付するものとする。

（見積書の提出）

見積書は当社代表取締役社長宛書面として記名捺印のうえ密封し、封筒に「見積書在中」と標記して、資材担当者宛に提出しなければならない。

(1) 提出部数 各２部

(2) 提出日時 「見積依頼書記載のとおり」

　　　　　　　　　　（提出後は、引換、変更、取消はできない。）

（取引先の決定）

当社は、見積書等について審査した結果最も有利と認められる見積人を取引予定先として、契約締結のための協議に入るものとする。

（見積に関する質問）

見積に関して質問がある場合は、事前に当社代表取締役社長宛書面により行うものとする。

(見積仕様書の提出)

見積人は、見積書とあわせ見積仕様書を提出すること。

尚、当社が提示した購入仕様書と異なる仕様にて見積書を作成した場合で異なる箇所が少ない場合は該当箇所のみを記載し提出すること。

又、当社へ見積仕様書が提出されなかった場合は、当社が提示した購入仕様書と同じ仕様で見積書が作成されたとみなす。

（見積書類の説明）

見積人の提出した見積書類について、当社が詳細な説明を求めた場合、見積人は速やかに書面により説明を行うものとする。

（消費税等相当額）

消費税等相当額については、以下のとおり取り扱うものとする。

1. 見積書および見積内訳書に記載の金額には、消費税等相当額を含まないものとする。
2. 消費税及び地方消費税は、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず加算する。
3. 消費税及び地方消費税の加算は、支払時に一括で行い、端数処理は円位未満切捨てとする。

（その他）

当社が見積用に交付した関係書類の返却を求めた場合、見積人は見積書を提出する際にこれを返却しなければならない。

以　　上

　　　　年　　月　　日

大崎クールジェン株式会社

代表取締役社長　菊池　哲夫　 殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住 所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会社名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者

**見 積 書**

貴社より　　　年　月　日付にて見積依頼のありました下記件名の見積について、貴社ご提示の見積要領説明書、契約条件、購入仕様書、図面、その他交付書類を詳細に検討し、業務内容および関係諸法規を十分熟知のうえ見積申し上げます。

記

１．件　名

２．見積額　　￥

以　上

　　　　年　　月　　日

大崎クールジェン株式会社

代表取締役社長　菊池　哲夫　 殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住 所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会社名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者

見積に関する質問

件　　名；

　標記件名に関し、貴購入仕様書等を検討いたしました結果、別紙のとおり質問事項がありますので、御回答下さる様お願い申し上げます。

以　　　　上